

# 令和2年度

## 宇佐市 認可保育所 認定こども園 幼稚園 利用認定申請 入所(園)申込 のてびき

### ■ 認可保育所・認定こども園・幼稚園とは

◎認可保育所とは、保護者の就労などの理由で保育を必要とする乳幼児を、日々保護者の下から通わせて保育を行う“児童福祉施設”です。市内には、公立4園（内1園休園中）・私立16園の認可保育所があります。

◎認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。保護者の就労等の有無に関わらず利用でき（※満3歳以上の児童に限ります。）、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用ができます（※各区分の定員等により継続できない場合があります）。市内には、私立12園の認定こども園があります。

◎幼稚園とは、小学校以降の教育の基礎を培うため、満3歳以上（市内の公立幼稚園は4歳以上）の幼児に対する教育を行う“学校”です。保護者の就労等の有無に関わらず利用できます。市内には、2園の公立幼稚園（内1園休園中）があります。

※このてびきでは、“教育・保育施設”とは、認可保育所・認定こども園・幼稚園を言い、“保育施設”とは、認可保育所・認定こども園を言います。

### ■ 教育・保育の必要性の認定

◎教育・保育施設の利用を希望する場合は、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育のみを希望	・認定こども園 ・幼稚園
2号認定 (保育認定)		「保育を必要とする事由(下記保育認定基準参照)」に該当し、保育施設を希望する場合	・認可保育所 ・認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		・認可保育所 ・認定こども園

※教育標準時間認定のみを希望する方は、希望する幼稚園・認定こども園で手続きを行ってください。

※市内公立幼稚園は4歳・5歳の2学年です。（詳しくは教育委員会学校教育課へお問い合わせください。）

### ■ 保育認定の基準（2号、3号認定）

◎保育認定を受けられるのは、保護者のどちらかが次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する場合です。

事由	内容
就  労	1ヶ月に60時間以上労働することを常態としている場合 (フルタイムのほか、短時間・居宅内の労働(内職等)等を含みます。)
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合
疾 病・障がい	保護者が疾病もしくは負傷し、または障がいを有している場合
介護・看護	同居の親族(長期入院をしている親族を含む)を常時介護、看護している場合
災害復旧	火災や風水害、地震などの災害復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
就  学	専門学校又は職業訓練校等に通学することを常態としている場合
育児休業	育児休業取得前に、既に子どもが入所(園)しており、継続利用が必要な場合
そ の 他	保育が必要と市が認める場合

## ■ 保育認定の有効期限（2号、3号認定）

◎保育認定の有効期限は、保育を必要とする事由によって変わります。認定期間内でも、事由に該当しなくなった場合は認定が取り消されます。

事由	認定の有効期間（保育施設の利用可能期間）
就 労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	小学校就学まで、または保育が必要とされる期間
妊娠・出産	出産予定日の前8週の属する月の初日から産後8週が経過する日の翌日が属する月の月末までの期間
求 職 活 動	認定の有効期間の開始日から、90日を経過する日が属する月の月末までの期間
就 学	保護者の卒業予定日までの期間
育児休業	育児休業取得対象児童の出産から1年2か月以内の保護者が職場復帰するまでの期間（※復職後も引き続き利用中の保育施設を利用する児童に限る）
そ の 他	保育が必要と市が認める期間

※認定の始期は原則として、月の初日、期限は月の末日です。施設利用に関しても月の初日入所（園）及び、退所（園）する場合は月の末日となります。

## ■ 保育の必要量の認定（2号、3号認定）

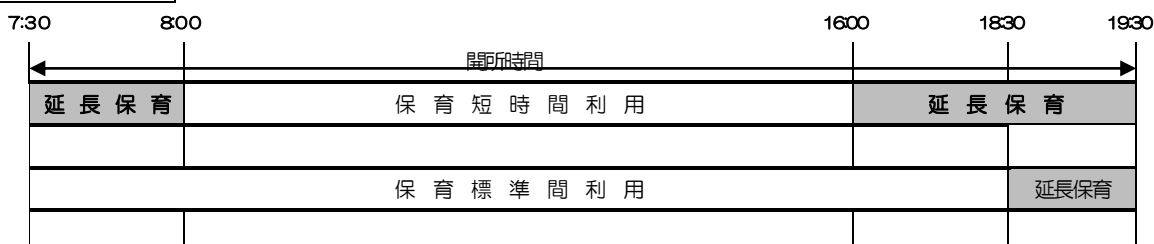
◎保育認定では、保育の必要量の認定も行います。「保育標準時間（最大11時間／1日）」または「保育短時間（最大8時間／1日）」に認定されます。

事 由	保育必要量の要件（保育の必要量の少ない方の保護者で判定）	保育必要量の区分
就 労	月120時間以上の就労	保育標準時間
	月60時間以上かつ、月120時間未満の就労	保育短時間
妊娠・出産	要件なし	保育標準時間
疾病・障がい	月120時間以上の通院もしくは入院中、または常時保育ができない場合	保育標準時間
	月60時間以上かつ、月120時間未満の通院等	保育短時間
介護・看護	月120時間以上の介護・看護	保育標準時間
	月60時間以上かつ、月120時間未満の介護・看護	保育短時間
災害復旧	要件なし	保育標準時間
求 職 活 動	要件なし	保育標準時間
就 学	月120時間以上の就学	保育標準時間
	月60時間以上かつ、月120時間未満の就学	保育短時間
育児休業	要件なし	休業前の区分
そ の 他	必要量を調査の上決定	保育標準時間
		保育短時間

※求職活動での認定の場合、就職後の認定期間変更時に保育必要量を再認定します。

《保育標準時間の要件を満たす場合でも、希望により保育短時間の認定を受けることができます。》

### 利用時間のイメージ



※上図は利用のイメージです。施設により、開所時間や開所日、延長保育の有無等が異なります。

各施設の保育時間等については、施設一覧でご確認の上、詳しくは各施設にお問い合わせください。

◎就労時間が月120時間未満の「保育短時間認定」の児童については、通勤時間を加算することにより「保育標準時間認定」を受けることができます。ご希望される方は、子育て支援課窓口もしくは安心院・院内各支所で手続きできます。

## ■ 認定申請、入所（園）の申込（2号、3号認定）

◎令和2年4月～令和3年3月までに施設利用の開始を希望される場合は、以下の期間・場所で認定申請及び施設利用申込を行ってください。

【1次受付】 期間：令和元年11月27日（水）～12月20日（金）※土日、祝祭日を除く  
場所：本 庁 B12 会議室（子育て支援課隣） 8：30～17：00  
安心院支所 市民サービス課 健康福祉係 8：30～17：00  
院内支所 市民サービス課 健康福祉係 8：30～17：00

≪時間外及び土曜日開庁日について≫ ※いずれも本庁のみ

時間外開庁日 令和元年12月2日（月）～6日（金） 17：00～19：00

土曜日開庁日 令和元年12月7日（土） 8：30～17：00

※転園・認定変更を希望される方を含みます。

※育児休暇の終了日が令和2年3月31日～令和3年4月13日の方のうち、令和2年度中の入所を希望される方を含みます。

※幼稚園・認定こども園で教育のみを希望する場合は、下記「認定申請、入所（園）の申込（1号認定）」に沿って申込をしてください。

※一次受付期間は一人の児童に対して1号認定と2・3号認定の併願ができませんのでご注意ください。

≪認定申請・施設利用申込の締切一覧≫

入所日	申込締切	入所日	申込締切
4月1日	3月6日（金）※	10月1日	9月15日（火）
5月1日	4月15日（水）	11月1日	10月15日（木）
6月1日	5月15日（金）	12月1日	11月16日（月）
7月1日	6月15日（月）	1月1日	12月15日（火）
8月1日	7月15日（水）	2月1日	1月15日（金）
9月1日	8月17日（月）	3月1日	2月15日（月）

※3月6日（金）は4月入所の最終の締切です。それ以前に行われる1次・2次受付による入所決定後、空きのある施設のみのご案内となります。

## ■ 入所（園）の利用調整と決定（2号、3号認定）

◎調整基準に基づき、保育の必要性の高い児童から順に入所（園）を決定します。申込状況によっては、希望の保育施設に入所（園）できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◎1次受付で申込をした方には1月末に、2次受付で申込をした方には2月下旬に、それぞれ結果通知と支給認定証を発送します。そのうち4月入所が内定した方には、4月の入所時に園を経由して認定通知書及び入所決定通知を発送します。

◎5月以降の入所が内定した方と、2次受付終了後に申込をして4月入所が内定した方は、入所月の前月下旬ごろに電話などで連絡をします（在園児の兄弟児等は園経由にて連絡がある場合があります）。認定通知書等は入所（園）後にお渡しします。

## ■ 認定申請、入所（園）の申込（1号認定）

◎令和2年4月～令和3年3月までに施設利用の開始を希望される場合は、以下の日付から受付が始まります。ご希望のこども園・幼稚園にて認定申請及び施設利用申込を行ってください。

【受付開始】 令和元年11月18日（月）

※本ページ上段「認定申請、入所（園）の申込（2号、3号認定）」内の一次受付期間は、一人の児童に対して1号認定と2・3号認定の併願ができませんのでご注意ください。

## ■ 認定申請・入所（園）の申込に必要な書類（2号、3号認定）

### （1）全ての方に共通の書類

i 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書

※HP内の「申込書」です

ii 保育施設利用に関する調査票

iii 保育施設利用・保育認定に関する確認書

※HP内の「調査票及び確認書」です

iv 多子確認書

### （2）保育を必要とする事由に応じて提出する証明書等（父・母それぞれ必要です）

事 由	必 要 書 類	備 考
就 労	就労証明書（※1）	シフト制など不規則勤務で、就労証明では表記しきれない場合は、シフト表など勤務状態が確認できるものが必要
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	父母氏名・出産予定日がわかるページ
病気・障がい	病気等証明書または障害者手帳等のコピー	障がい者手帳等では保育の必要性が確認できない場合は病気等証明書も必要
介護・看護	看護等証明書	
災害復旧	罹災証明	
求職活動	求職活動申立書	
就 学	在学証明書	通学日・時間等が確認できる書類も必要
育児休業	就労証明書	休業期間の証明のあるものが必要
そ の 他	状況に応じた書類	

※1 就労証明書は事業主が証明するものです。事業主が本人・家族・親戚の場合は、民生児童委員または自治委員の証明も必要です。また、期限付きの就労証明書の場合は、更新毎に就労証明書の提出が必要です。

### （3）宇佐市にこここ保育事業申請書（3歳未満で第2子以降の方のみ）

第2子以降で3歳未満の児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こここ保育申請書 (戸籍が必要な場合はお知らせします。)</li> </ul>
---------------	--

※詳しくは、「■保育料について／多子世帯の保育料の軽減②」をご覧ください。

### （4）状況に応じて提出していただく書類

・同居の扶養義務者（祖父母等）の保育を必要とする書類（令和2年4月1日時点で60歳以上および20歳未満を除く。）

## ■ ならし保育について（2号認定・3号認定）

◎入所直後は、児童の体調に配慮しながら集団生活にスムーズに慣れさせるため、概ね2週間程度の間、時間を短縮して行う「ならし保育」の期間を設けています。

## ■ 延長保育の利用について（2号認定・3号認定）

◎保護者の勤務時間の都合で、通常の保育時間後も保育を必要とする児童について、“延長保育”を実施している保育施設があります。利用できるのは実施している保育施設に通う児童となります。利用には入所（園）している施設への申込が必要です。

## ■ 障がい児保育について

◎教育・保育施設では障がいのある児童の受け入れも実施しています。詳しくは、子育て支援課にご相談ください。（市内公立幼稚園については教育委員会学校教育課にご相談ください。）

## ■ 離婚調停中の保育所利用について

◎離婚調停中である家庭の保育料につきまして、平成29年9月からお子さんと一緒に暮らしている保護者のみで算定を行うよう変更しています。要件や提出いただく書類がありますので保育支援係にご相談ください。

### ◆必要要件・書類

1. 別居中であること。（住民票の異動が確認できる方や、DVの申請をされている方）
2. 裁判所が発行する「係属証明書」の提出ができること。
3. 次年度に調停が継続する場合は、保育所の継続申請の際に申立書に裁判所の証明をもらい提出できること。

## ■ マイナンバー制度について

◎申込書に記入していただく世帯員のマイナンバーカードが、申込時に必要です。

◎申請者（申込書を持参した方）の顔写真がある身分証明書が必要です（運転免許証など）。

※顔写真入りの証明書がない場合は、保険証や年金手帳など、公的機関が発行した証明書2点で代用できます。

※申込書に同意の署名をいただければ、マイナンバーカードの提出は必要ありません。



## ■ 保育料について

### ◎保育料の算定

- ◆児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母および、入所児童を税・健康保険の扶養にとっている等で家計の主宰者と認定される祖父母など、児童の扶養義務者の課税状況を併せて算定します。  
※税申告をしていない方や課税資料を提出されていない方は、暫定として保育料を決定します。
- ◆保育料の算定は、保護者の所得、児童の年齢、認定区分・保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）により行います。

### 保育料算定イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
所得による算定	令和元年度の市民税額で保育料を算定						9月	令和2年度の市民税額で保育料を算定					
年齢による算定	令和2年4月1日現在の満年齢で算定												

※市民税は住宅取得控除、配当控除、外国税控除、寄付金控除等の直接控除（調整控除・税額調整額を除く）の適用前の税額により算出します。

### ◎保育料の無償化について

- ◆平成29年4月1日以前に生まれた3歳以上の児童、及びそれ以降に生まれた児童のうち住民税の非課税世帯の児童の保育料が無償になります。
- ※年度途中で満3歳に到達した児童は、2号認定で施設を利用する場合3歳の誕生日を迎えた次の4月から、1号認定で施設を利用する場合は1号認定での利用が開始した月から無償となります。

### ◎多子世帯の保育料の軽減（大分にこここ保育支援事業）

- ◆平成29年4月2日以降に生まれ、保育認定で施設を利用する3歳未満児童の保育料を第2子以降は全額を補助する制度です。  
大分県独自の補助事業（県と市が1/2ずつ負担）です。
- ◆対象となる児童が第何子にあたるかを確認するため、戸籍謄本等の提出が必要な場合があります。
- ◆年度途中で満3歳に到達しても令和2年度中は対象です。

### ◎副食費の無償化について（宇佐市独自の事業）

- ◆平成29年4月1日以前に生まれた3歳以上の児童（1号認定・2号認定を問わない）、及びそれ以降に生まれた児童のうち1号認定で施設を利用している全ての児童の副食費を無償化します。
- ※上記以外の児童の副食費は保育料に含まれています。
- ※主食費については別途となります。

## ◎世帯状況による保育料の軽減の特例措置

◆以下に該当する方は、保護者等の所得状況によって保育料の軽減の特例措置を受けることができる場合があります。但し、軽減を受けるためには必要に応じて提出書類が必要な場合があります。

- ・在宅障害者世帯 一緒に住んでいる方の中で障害者手帳をお持ちの方がいる世帯
- ・生活保護の適用世帯 生活保護の適用を受けている世帯
- ・ひとり親世帯 児童扶養手当または、ひとり親医療の認定を受けた世帯

## ◎保育料の変更等に関する必要な届出

◆下記の場合は保育料が変更になる場合がありますので速やかに子育て支援課又は、各支所市民サービス課に届けてください。

- ・保護者が離婚または結婚した場合
- ・世帯構成に変更があった場合
- ・児童及び世帯員が障害者手帳の交付を受けた場合
- ・生活保護の開始・廃止が生じた場合
- ・税金の修正申告・更正の請求をした場合

## ◎保育料の納付について

◆認可保育所を利用される場合は、保育料を宇佐市に納付していただきます。納付の方法は収納委託をしている保育所を利用される方は保育所で、それ以外の保育所を利用される方は指定金融機関において市発行の納付書でお支払いください。

◆また、納付が遅延し、督促状が発せられたときは、督促状1通につき、100円の督促手数料を納めなければなりません。

◆認定こども園を利用される場合は、保育料を施設に支払っていただきます。支払方法等は施設にお問い合わせください。

◆退所（園）を希望する場合、退所（園）届の提出がなければ施設を利用しているものとみなして保育料がかかりますのでご注意ください。（退所届は原則前月の申込締切日までに提出してください。）

**※教育・保育施設の保育料は、入所（園）中の児童にかかる教育・保育経費の一部を保護者が負担するものです。滞納をした場合、児童手当からの特別徴収、自宅・職場等への訪問徴収および、税金と同じく財産や給与の差押え処分を行うことがあります。**

## ■ 認定内容の変更、取消

◎支給認定を受けた後、世帯状況・保育の認定事由等の変更があった場合は、必ず子育て支援課または各支所市民サービス課にお申し出ください。

：認定内容の変更等の主な事例：

- ・子ども・保護者の氏名・住所の変更
- ・家庭状況の変更（世帯員の異動・婚姻・離婚など）
- ・保護者の転職・離職
- ・妊娠したとき

◎保育認定事由の変更内容によっては、保育の必要量が変わる事があります。また、保育認定事由に該当しなくなった場合は、保育認定が取り消され退所となります。

◎認定の変更があった場合は、変更認定申請書等を提出してください。（※各施設の認定毎の入所（園）状況によっては認定変更後に継続利用できない場合があります。）

## ■ 施設利用の変更、取消など

◎教育・保育施設をお休みする場合は、必ず事前に利用施設へ連絡してください。無断欠席や長期欠席（概ね1ヶ月）は退所（園）となる場合があります。

◎退所（園）したい場合は退所（園）届が必要です。

◎施設の利用開始は原則として各月初日、退所は各月末日となります。

◎入所（園）が認められていても下記の場合には退所（園）していただきます。

- ・児童の心身状態により集団生活になじまないと医師が判断した場合
- ・入所理由が消滅した場合
- ・虚偽の事項が判明した場合（就労証明書等の記載内容が虚偽の場合など）
- ・月の出席日数が著しく少ない場合

◎児童が宇佐市外に転出するときも「退所（園）届」の提出が必要です。現在の教育・保育施設を継続利用する場合には、転出先の自治体であらためて「認定申請・入所（園）申込」をする必要があります。

## ■ お問い合わせ先

本 庁：子育て支援課 保育支援係 電話 27-8144（直通）

安心院支所：市民サービス課健康福祉係 電話 44-1111 内線 137

院内支所：市民サービス課健康福祉係 電話 42-5111 内線 136

保育所・認定子ども園・幼稚園の入所や申込に関する情報を発信しています！！





宇佐市内特定教育保育施設一覽

※令和元年度7月1日時点

施設の名称	施設の所在地	電話番号	施設の種類	定員 1号	定員 2号	定員 3号	認可 定員	開所時間 (延長含む)	保育標準時間 (開所時間)	保育短時間 ①	保育短時間 ②	保育短時間 ③	教育標準時間	保育標準時間 (土曜日)
阿香月保育園	大字上元重	32-1014	保育所	17	13	30	30	～	7:15～18:15	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:15～18:15
栗島愛児園	大字長洲	38-0394	保育所	21	9	30	30	～	7:30～18:30	7:30～15:30	8:00～16:00	8:30～16:30	～	7:30～18:30
金屋保育園	大字金屋	38-2632	保育所	30	20	50	50	～	7:30～18:30	7:30～15:30	8:00～16:00	8:30～16:30	～	7:30～18:30
教徳保育園	大字森山	32-2500	保育所	43	27	70	70	～	7:30～18:30	7:30～15:30	8:00～16:00	8:30～16:30	～	7:30～18:30
けいあい保育園	大字赤尾	32-1095	保育所	27	23	50	50	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30	～	～	～	7:00～18:00
光華保育園	大字松崎	38-0405	保育所	31	19	50	50	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～15:30	8:00～16:00	8:30～16:30	～	7:30～18:30
佐田保育園	安心院町佐田	44-0242	保育所	16	4	30	30	～	7:30～18:30	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:30～18:30
慈光保育園	大字四日市	32-7381	保育所	90	60	150	150	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:00～18:00
しろばと保育園	安心院町下内河野	44-4113	保育所	15	5	30	30	～	7:15～18:15	7:30～15:30	8:00～16:00	8:30～16:30	～	7:15～18:15
すばる保育園	大字山下	32-4527	保育所	18	12	30	30	～	7:00～18:00	8:30～16:30	9:00～17:00	9:30～17:30	～	7:00～18:00
正光保育園	大字江須賀	38-4100	保育所	30	30	60	60	7:00～19:00	7:00～18:00	7:30～15:30	8:00～16:00	8:30～16:30	～	7:00～18:00
高森保育園	大字高森	37-2775	保育所	35	25	60	60	7:00～20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:00～18:00
高家保育園	大字東高家	32-6969	保育所	38	22	60	60	～	7:30～18:30	7:30～15:30	8:30～16:30	9:30～17:30	～	7:30～18:30
長洲葵保育園	大字長洲	38-0450	保育所	30	40	70	70	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:30～18:30
明和保育園	大字下矢部	33-3630	保育所	24	16	40	40	～	7:30～18:30	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:30～18:30
若葉保育園	大字下敷田	33-4100	保育所	27	23	50	50	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～15:30	8:00～16:00	8:30～16:30	～	7:30～18:30
安心院こども園	安心院町下毛	44-0115	認定こども園	10	54	26	90	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	9:00～15:00	7:00～18:00
宇佐こども園	大字南宇佐	37-0111	認定こども園	15	63	42	120	7:00～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	9:00～15:00	7:30～18:30
ことぶき幼稚園	大字江須賀	38-0389	認定こども園	120	60	36	216	～	7:30～18:30	9:00～17:00	～	～	9:00～15:00	7:30～18:30
四恩こども園	大字上田	32-0525	認定こども園	10	54	46	110	～	7:00～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	9:00～14:00	7:00～18:00
泉光こども園	大字下庄	32-1265	認定こども園	10	31	29	70	7:00～19:00	7:00～18:00	7:30～15:30	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～15:00	7:00～18:00
豊川こども園	大字大塚	32-0863	認定こども園	10	44	36	90	～	7:30～18:30	8:30～16:30	～	～	8:30～14:00	7:30～18:30
なぎさ幼稚園	大字辛島	32-7391	認定こども園	110	54	36	200	～	7:30～18:30	9:30～17:30	～	～	9:30～15:30	8:00～12:00
普照こども園	大字江須賀	38-0362	認定こども園	6	36	34	76	7:00～18:30	7:00～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	8:30～14:30	7:00～18:00
両川こども園	院内町香下	42-5072	認定こども園	6	35	25	66	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	9:00～17:00	～	9:30～15:30	7:30～18:30
むつみ幼稚園	大字岩崎	37-2511	認定こども園	21	24	25	70	～	7:30～18:30	8:00～16:00	9:00～17:00	～	9:00～14:00	7:30～18:30
めずらこども園	大字下時枝	33-0054	認定こども園	10	40	30	80	7:00～18:30	7:00～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	～	9:00～15:00	7:00～18:00
四日市こども園	大字四日市	33-0155	認定こども園	21	56	43	120	～	7:15～18:15	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	9:30～15:30	7:15～18:15
封戸保育園	大字西木	37-0269	保育所	25	15	40	40	～	7:30～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:30～18:00
みどり保育園	大字南宇佐	37-0630	保育所	27	18	45	45	～	7:30～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:30～18:00
竜東保育園	院内町副	42-5046	保育所	39	21	60	60	7:00～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:30～18:30
南院内保育園※	院内町下恵良	42-5161	保育所	21	9	30	30	～	7:30～18:00	8:00～16:00	8:30～16:30	9:00～17:00	～	7:30～18:00
四日市幼稚園	大字四日市	32-0351	幼稚園	60	0	0	60	8:00～18:30	～	～	～	～	8:30～14:30	～
長洲幼稚園※	大字長洲	38-0002	幼稚園	60	0	0	60	～	～	～	～	～	8:30～14:30	～

※…平成30年4月1日より休園中

令和元年度10月1日時点 ※令和2年度は変更になる可能性がございます

施設の名称	一時預かり（一般型）			一時預かり（幼稚園型）	
	一日利用	半日利用	土曜日	平日	休日 (土曜日のみ)
阿香月保育園	○	○	○		
栗島愛児園	○	○	○		
金屋保育園	○	○	○		
教徳保育園	○	○	○		
けいあい保育園	○	○	○		
光華保育園	○	○	○		
佐田保育園					
慈光保育園	○	○			
しろばと保育園	○	○	○※一日利用のみ		
すばる保育園					
正光保育園	○	○			
高森保育園	○				
高家保育園	○	○			
津尾保育園	○	○	○		
長洲養育園	○	○	○		
明和保育園	○	○			
若葉保育園	○		○※午前のみ		
安心院こども園	○	○	○	○	○
宇佐こども園	○	○		○	○
ことぶき幼稚園	○	○		○	○
四恩こども園	○	○		○	○
泉光こども園	○	○	○	○	○
豊川こども園	○	○	○	○	○
なぎさ幼稚園	○			○	○
普照こども園	○	○		○	○
砺川こども園	○	○	○	○	○
おつみ幼稚園	○	○		○	○
めすらくども園	○	○		○	○
四日市こども園	○	○	○	○	○
封戸保育園					
みどりの保育園					
竜東保育園					
南院内保育園					
四日市幼稚園				○	
長洲幼稚園					

## それぞれの一時預かりの対象児童等について

### 一般型

• 対象児童

本市に住民票を有する児童のうち、認可保育所、認定こども園等に入園していない児童。

• 概要

様々な事情において家庭での保育ができない場合に、一時的に保育が必要となる児童を預かる事業です。下記の通りの事情に応じて月の利用回数の上限が異なります。

利用の理由	利用日数/月	事前に用意が必要な書類	備考
リフレッシュや用事など	5回以内	不要	—
傷病・入院	14回以内	• 病気等証明書 • (就労証明書)	医師から月6日以上の上の通院・入院などが必要であると診断された期間
出産	14回以内	• 母子健康手帳 • (就労証明書)	出産予定日の前8週を属する月から産後8週を経過した日の属する月まで
短時間就労	14回以内	• 就労証明書	月6日以上の上の就労が確認できる期間

• 実施時間

各園にお問い合わせください。

• 利用料

一日あたり…1800円

半日あたり…900円

※宇佐市に住民票のある、今年度4月1日時点で3歳未満で第2子以降の児童は、大分にてこにて保育支援事業の利用料の補助を受けることができます。

### 幼稚園型

• 対象児童

本市に住民票を有する児童のうち、一時預かり（幼稚園型）を実施している幼稚園・認定こども園等に教育標準時間（1号）認定で入園している児童。

• 概要

対象児童を該当認定こども園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

• 実施時間

各園にお問い合わせください。

• 利用料（一日あたり）

	基本時間 (教育標準時間を喜んで8時間以内)	長時間 (教育標準時間を喜んで8時間以上)
平日	4000円	5000円
休日(土曜日のみ)	8000円	9000円

※施設等利用給付認定を受けられる児童は、利用料が無償化（上限有）されます。

認定を受けるためには就労時間等の要件があります。詳しくはお問い合わせください。